久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　　

久喜市条例第２９号

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和５年久喜市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

目次中「一般廃棄物収集運搬業等」を「一般廃棄物処理業等」に改める。

第２０条の見出し中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条第１項中「資源物（再利用することを目的として分別して排出されたものをいう。以下同じ。）」を「家庭系廃棄物」に、「資源物」を「家庭系廃棄物」に改め、同条第２項及び第３項中「資源物」を「家庭系廃棄物」に改める。

第２２条の次に次の１条を加える。

（適正処理困難物の指定）

第２２条の２　市は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定し、公表することができる。

２　市は、前項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、回収等の措置を講ずるよう指示することができる。

３　事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収等の措置を講じなければならない。

第２５条第１項中「手数料」の次に「の額」を加え、「金額」を「ところ」に改め、同条第２項中「算定」を「算出」に改め、「場合の」を削り、「数量」の次に「の計算」を加え、「市長が」を「別表第１備考に」に改め、同条に次の１項を加える。

３　既納の第１項に規定する手数料は、還付しない。ただし、粗大ごみに係る手数料について、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

「第６章　一般廃棄物収集運搬業等」を「第６章　一般廃棄物処理業等」に改める。

第２７条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、

同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　法第７条第６項の規定により、一般廃棄物の処分業の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第２９条中「第２７条第２項」を「第２７条第３項」に、「第２８条第２項」を「前条第２項」に、「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第３０条中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第３１条の見出し中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改め、同条中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第３５条中「第２７条第２項」を「第２７条第３項又は前条第２項」に、「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に改める。

第３６条第１項中「一般廃棄物収集運搬業者」を「一般廃棄物処理業者」に、「又は運搬」を「、運搬又は処分」に改める。

第３７条第１項中「一般廃棄物収集運搬業」を「一般廃棄物処理業」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２５条関係）

項	区分	単位	手数料
１	家庭系廃棄物（粗大ごみを除き、直接搬入に限る。）	１０キログラムにつき	２２０円
２	家庭系廃棄物（粗大ごみに限る。）	１点につき	５５０円
３	事業系一般廃棄物	１０キログラムにつき	２２０円
４	動物の死体（１０キログラム未満）	１体につき	５５０円
５	動物の死体（１０キログラム以上３０キログラム未満）	１体につき	１，１００円
６	し尿及び浄化槽汚泥	１キロリットルにつき	２２０円

備考

１　１の項及び３の項の手数料を算出する基礎となる数量が１０キログラム未

満のときは１０キログラムとし、１０キログラムを超えるときは１０キログラム未満の端数を四捨五入して計算する。この場合における計量の方法その他手数料の計算に必要な事項は、規則で定める。

２　２の項の適用において、粗大ごみの形状、処理方法、通常の取扱い形態その他の事情を勘案して数量を１点とする取扱いが適当でないと認めるときは、手数料を算出する基礎となる数量を市長が別に定める。

３　６の項の手数料を算出する基礎となる数量が１キロリットル未満のときは１キロリットルとし、１キロリットルを超えるときは１キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

別表第２中「一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料」を「一般廃棄物処理業許可申請手数料」に、「一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料」を「一般廃棄物処理業変更許可申請手数料」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２０条、第２５条及び別表第１の改正規定は、令和８年１１月３０日から施行する。

（久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例に関する経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（令和６年久喜宮代衛生組合条例第４号。以下「組合条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　組合条例第１５条第２項、第１６条第２項又は第１７条の規定により交付された一般廃棄物処分業の許可証は、当該許可証の有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第２７条第３項、第２８条第２項又は第２９条の規定により交付された許可証とみなす。

（久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例の廃止）

４　久喜市ごみ処理施設整備基本計画検討委員会条例（平成３０年久喜市条例第４号）は、廃止する。

（久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

５　久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成２２年久喜市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表中ごみ処理施設整備基本計画検討委員会の項を削る。